

総社市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第2号

総社市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

総社市議会議員政治倫理条例（平成26年総社市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市職員の採用、<u>昇任、異動その他の人事</u>に関し、<u>不当に関与</u>しないこと。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) <u>嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメント及び名誉、社会的な信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>(10) 略</p>	<p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市職員の採用に関し、<u>特定個人の推薦又は紹介をしないこと。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p>

改正後	改正前

附 則

この条例は、公布の日から施行する。